事務所通信　No.330

令和５年４月１日

社会保険労務士法人
新潟県新発田市新富町１丁目５番９号　篠田パートナーズ事務所　☎0254-22-5649(代)

月60時間超の時間外労働に関する割増賃金の引き上げ

平成22年４月の法改正により月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率を50%以上とすることが定められました。その際、中小企業については猶予措置が取られ25%以上に据え置きとされました。この猶予措置が終了し、令和５年４月より中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%以上となります。

	1ヶ月の時間外労働	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%→**50%**

◆ 事務処理上の注意点 ◆



① 起算日、適用開始

1ヶ月の起算日は毎月１日だけでなく賃金計算期間の初日や36協定の期間の初日等で問題ありませんが、毎月の起算日は一律とする必要があります。また、４月分以降の賃金が対象となるため、例えば、賃金締切日が末日で支給日が翌10日の場合、５月10日支給分からが適用となります。



② 休日労働

60時間の算定には法定休日労働は含みません。例えば、土日完全週休二日制で法定休日を日曜日と定めている場合、土曜日の労働は60時間の算定に含めますが、日曜日の労働は含めません。

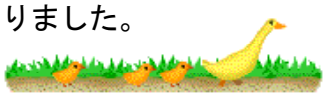
③ 深夜労働

月60時間超の時間外労働を深夜(22:00～5:00)の時間帯に行わせた場合、75%(深夜25%＋時間外50%)以上の割増賃金率で計算した賃金を支払う必要があります。



危険有害業務を行う事業者に対する一定の保護措置義務付け

労働安全衛生法は職場における労働者の安全と健康を確保することを目的として、これまで事業者に雇用される労働者を保護対象としてきました。しかし、建設作業で石綿(アスベスト)にばく露し、肺がん等に罹患した元労働者や一人親方が国を相手取って争われた「建設アスベスト訴訟」の最高裁判決において、石綿の規制根拠である労働安全衛生法第22条は同じ場所で働く労働者ではない者も保護する趣旨であるとの判定が下されました。同判決を踏まえ、関連規定(石綿障害予防規則、有機溶剤中毒予防、特定化学物質障害予防規則等)について令和５年４月１日より以下の方針で改正されることとなりました。



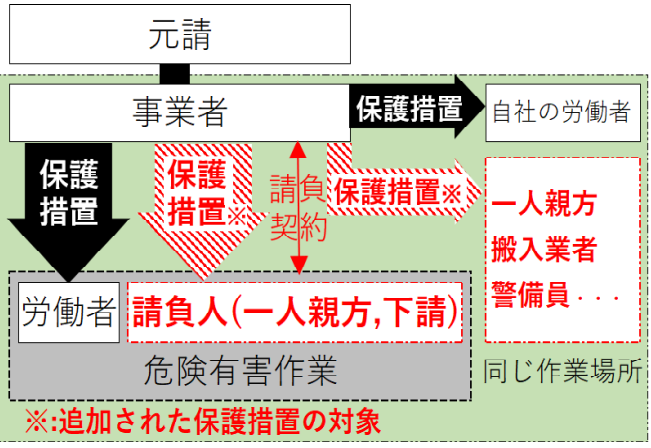
【 方針① 】

労働者以外の者に危険有害な作業を請け負わせる場合は、請負人(一人親方、請負業者)に対しても、労働者と同等の保護措置を実施すること。

【 方針② 】

同じ作業場所にいる労働者以外の者(他の作業を行わせる一人親方、資材搬入業者、警備員等)に対しても保護措置を実施すること。





新たな化学物質管理規制

化学物質による労働災害は年間450件程で、法令の規制対象外の物質を原因とする労働災害は約８割を占める状況にあります。これを踏まえ、特定の化学物質に対する個別具体的な法規制を、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して国が定める管理基準の達成を求め、達成の手段は指定しない方式に転換することとなりました。

事業場で製造、取扱い又は譲渡提供を行う化学物質が規制対象であるか確認しましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html



■ 法規制項目と施行日の一覧

	規制項目	施行日 R4.5.31	R5.4.1	R6.4.1
化学物質管理体系の見直し	ラベル表示義務化学物質の追加			●
	ばく露を最小限度にする		●	●
	ばく露低減措置等の聴取,記録,保存		●	
	皮膚等障害物質への直接接触防止		●	●
	衛生委員会付議事項の追加		●	
	がん等(遅発性疾病)の把握強化		●	
	RA結果等に係る記録の作成保存		●	
	労災発生事業場への労基署長指示			●
	RAに基づく健康診断の実施,記録等			●
	がん原性物質の作業記録の保存		●	
実施体制の確立	化学物質管理者の選任義務化			●
	保護具着用責任者の選任義務化			●
	雇入れ時等教育の拡充			●
	職長等の安全衛生教育業種拡大		●	
情報伝達の強化	SDS等による通知方法の柔軟化	●		
	SDS等の人体作用の定期確認		●	
	SDS等通知事項追加,含有量表示適正化			●
	事業場内別容器保管時の措置の強化		●	
	注文者を措置を講ずる設備範囲拡大		●	
管理水準良好事業場の特別規則等適用除外			●	
特殊健康診断の実施頻度の緩和			●	
第三管理区分事業場の措置強化				●

※ RA：リスクアセスメント
　SDS：安全データシート

職長等教育の対象業種拡大

特定業種の事業者は新たに職務に就くこととなった職長その他作業中の労働者に直接指導又は監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないとされています。製造業全体に対する食料品製造業の災害割合が高いことや、印刷関連業務における化学物質使用による胆管がん等の発症事例を踏まえ、令和５年４月１日より対象業種が下記の通り拡大されることとなりました。

https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/newpage_00802.html

【既存の対象業種】

・建設業　　・電気業
・ガス業　　・自動車整備業
・機械修理業　　・製造業の一部 ※

※たばこ製造業、繊維工業、繊維製品製造業、紙加工品製造業を除く製造業。

【新たに対象となる業種】

・食料品製造業　・出版業　・新聞業
・製本業および印刷物加工業



● 職長教育の内容

下表に掲げる事項について、右に記載する時間以上行わなければいけないこととされています。

事項	時間[h]
・作業手順の定め方 ・労働者の適正な配置の方法	2
・指導及び教育の方法 ・作業中における監督及び指示の方法	2.5
・危険性又は有害性等の調査の方法 ・危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 ・設備、作業等の具体的な改善の方法	4
・異常時における措置 ・災害発生時における措置	1.5
・作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 ・労働災害防止への関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	2

■ 拾い読みの読書

バカと無知
人間、この不都合な生きもの

著　者／　橘　玲（タチバナ　アキラ）
出版社／　新潮新書　　880円＋税

P19　人類は進化の歴史の大半で、最大150人ほどの共同体で生活していた。環境はきびしく一人では生きていくことができないから、集団から排除されることはすなわち死を意味した。・・現代のような「とてつもないゆたかな社会」では・・集団からの排除が生存の危機に直結することはない。・・それにもかかわらず、ちょっとした人間関係のトラブルがとんでもない音量で警報器が鳴り響く。

P42　無知とは一般に、「正しい知識をもっていないこと」と定義される。・・「バカの問題は、自分がバカであることに気づいていないことだ」

P60　様々な実験から、人は無意識のうちに集団のメンバーを平均化することが分かっている。この「平均効果」が生じるのは、愚か者が自分の能力を（大幅に）過大評価し、賢い者が自分の能力を過小評価するからで、その結果、集団での決定はバカに引きずられてしまう。この悲劇を避けるもっともよい方法は、一定以上の能力をもつ者だけで議論することだ。

P78　集団ですぐれた意志決定をするための条件は、人種、民族、国籍、宗教、性別、性的指向などが異なるメンバーを集める多様性と、その全員が一定以上の能力を持っていることだ。このふたつの条件を満たすと、多様な意見が「化学反応」を起こし、とてつもないイノベーションが生まれる可能性がある。ところが、自然に生まれる集団ではこれとは逆のことが起こる。

P124　わかりやすくいうと、「恵まれた家庭に生まれ育った賢い子どもは、学校でうまくやっていけるので、成績もよく自尊心も高い」のだ。

■ 拾い読みの読書　Ⅱ

ぼけの壁

著　者／　和田　秀樹
出版社／　幻冬舎新書　　900円＋税

P5　脳の老化の最良の予防薬となるのは、「生きたいように、楽しく生きる」ことです。

P67　私は、認知症の進行を遅らせるには、３つのことが必要だと考えています。それは、「人との交流」「適度な運動」「趣味」の３つです。その一方、認知症の進行を加速させる３つの悪しき生活習慣もあります。「引きこもり」「運動不足」「無趣味」の３つです。

P136　老人性うつは、認知症よりも、周囲の目からみて発症がわかりやすい病気です。素人目にもわかるうつ病のサイン（初期症状）は、「食欲がない」「眠れない」「いつも、だるそうにしている」「表情が暗い」「反応が遅い」「落ち着きがない」「声が小さくなった」「口数が極端に少なくなった」「部屋に閉じこもっている」「眠ってばかりいる」「涙もろくなった」「着替え、お化粧をしなくなった」「入浴しない」「好きなテレビ番組さえ見なくなった」「よく出かけていたのに、出かけなくなった」「飲酒量が増えた」「自分を責めてばかりいる」・・・

■ 絵手紙通信



ＷＢＣ決勝戦、庭のナズナも一斉に風になびいた。

事務所共通 e-mail ： sinoda2@niks.or.jp　　相談役 e-mail ： srsinoda@niks.or.jp

最近の出来事から (330号)

■ 「３つ」の意味 (R5.3.13)

▲所長退任で気が緩み、急速にボケが進むのではと自他共に心配していたが、結構忙しい一年でボケる暇などなかったと思うのだが、その認識自体が認知機能低下の証拠と言われそうである。

▲しかし、和田秀樹本にあった認知症進行予防策の３つ「人との交流」「適度な運動」「趣味」を思い浮かべ、以前通りに出勤して人との交流は続き、朝夕１時間のウォーキングで適度の運動を続け、下手の横好きの陶芸や年季の入った利き酒の趣味もあり、ボケる暇などなかったと言いたい。

▲そしてふと、「３つ」という数が気になって調べると、「３つ」には人間の脳に印象を残す限界と、人を納得させるための最低必要な数としての意味があるという。そういえば、大事なことだとわかっていても、あれもこれもと言われても残るのは満腹感、やらせてみても消化不良が関の山。人間はそんなに賢くないらしい。

▲思えば、「三種の神器」「三位一体」「労働三法」「日本三大美人」「三密回避」等の熟語や、仕事を上手くやるために磨くべき力「知識技術力・人間力・我慢力」、部下が働きやすい上司「明確な方針、基本の徹底、率先垂範」、教育者・森信三・子供の躾３原則「挨拶、ハイの返事、靴を揃える」、同・職場再建３原則「時を守り・場を清め・礼を正す」等々、次々と思い浮かんだ。

▲そして、最近の物価高騰での賃上げの相談に、賃金水準決定要素は「生計費・世間相場・支払い能力」、生産性向上に欠かせない社員の能力向上には「ステップアップ目標・期間目標・教育環境整備」の３つと話していることに気がついた。

■ 腰骨を立てる (R5.3.14)



▲先月頃から腰痛に悩まされている。歩行には全く支障がなく、前屈みでのパソコン操作や食事をした後に立ち上がる時に痛みが走る。過去に経験した腎臓結石の予兆か、老人性脊柱管狭窄症かなどと思いながらも湿布薬で誤魔化して来た。

▲そのうち湿布薬でかぶれ、腰から背骨を靴べらで支えて耐えていたが、腰痛を克服したという仕事先の専務からトレーニングジムを紹介された。

▲ジムでは症状を聞かれ、背骨が前方に湾曲し、頭と腹が中心線より前に出た写真を見せられ、腰周りから背中にかけての筋肉の硬直が主因との見立てから、まずはそれらを柔軟にするメニューを示され、ストレッチとマッサージを施された。

▲終了後、恐る恐る立ち上がっても痛みがない。効果に歓喜しつつも、完治ではなく軽減であり、継続を勧められ入会の手続きをした。

▲案の定、翌日には痛みがぶり返したが、トレーナーが示した骨格や周辺筋肉の構造を思い出し、痛む姿勢、痛まない姿勢を検証しながら自分なりの姿勢改造とストレッチを試みた。

▲結果として「下腹に力を込め、腰骨を立てる」ことに至った。パソコン仕事で腰骨を立てると、自然と下腹に力が入り、顎が引け、背筋が伸び、立ち上がっても痛みなし。ウォーキングでも腰骨を立てると重心が安定し、前傾して意識して腕を後に引くとスピードが上がり疲れない。

▲何処かの市長が、春になれば消える雪に除雪費12億と嘆いていたが、灰になれば消える痛みにジム通い。生活のためには春まで、灰になるまで待てずである。ついでに、体を左右揺らして歩き、背を丸めて原稿を読む総理の腰骨も心配だ。